

兼任教員情報公開用（最近５年間の主な業績等）

2018 年

氏 名	盛 誠吾	担当科目	発展ゼミ
学 位			
1976 年 3 月	法学修士		
主 な 学 歴			
年 月	事 項		
1976 年 3 月	一橋大学大学院法学研究科修士課程修了		
1976 年 4 月	一橋大学大学院法学研究科博士後期課程進学		
1980 年 3 月	一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位修得		
1980 年 5 月	一橋大学大学院法学研究科博士後期課程退学		
主 な 職 歴・経 歴			
年 月	事 項		
1980 年 6 月	一橋大学法学部専任講師		
1984 年 4 月	一橋大学法学部助教授		
1991 年 4 月	一橋大学法学部教授（～1999 年 3 月）		
1999 年 4 月	一橋大学大学院法学研究科教授（～2015 年 3 月）		
2000 年 4 月	一橋大学評議員（～2002 年 3 月）		
2006 年 4 月	一橋大学大学院法学研究科長・法学部長（～2008 年 3 月）		
2008 年 12 月	一橋大学理事・副学長（～2010 年 11 月）		
2015 年 4 月	一橋大学大学院法学研究科特任教授（～2017 年 3 月）		
2002 年 4 月～	神奈川県労働委員会公益委員（2010 年 4 月より、会長）		
2005 年 4 月～	神奈川最低賃金審議会公益代表委員（2016 年 4 月より、会長）		
2009 年 3 月・2011 年 4 月～			
最近 5 年間の主な業績等			
年 月	事 項		
2013 年 2 月	「有期労働契約の更新拒絶と解雇権濫用法理―判例法理の意義と改正労働契約法の問題点」労働法律旬報 1785 号 25～41 頁		
2013 年 9 月	「運転士不登用と組合間差別（東日本旅客鉄道（千葉動労・不登用）事件・最高裁第一小法廷平成 24 年 2 月 23 日判決）」（法律時報）85 巻 10 号 122 頁		
2014 年 4 月	「不当労働行為制度の趣旨・目的」（ジュリスト増刊『労働法の争点』）208～209 頁		
2015 年 4 月	『労働法（第 5 版）』（共著、有斐閣）		
2016 年 5 月	「会社における業績連動型の賞与につき、その支給を求め得る具体的な請求権が発生していないとされた事例―ークレディス証券事件（最一判 27・3・6）」（判例評論）667 号 166～170 頁		
（参考：外部リンク）プロフィール URL			
	https://hri.ad.hit-u.ac.jp/html/278_profile_ja.html		